

(3) 環境に関する法規制等の遵守

環境に関する法規制を遵守するため
定期的な監視測定を行っています。

三重県の各庁舎には、ボイラーや浄化槽などの環境法令の適用を受ける設備があります。これらの設備については、各々の法基準を遵守し、設備毎に監視測定計画を立てたうえで定期的に排気、排水や騒音等の監視測定を行うといった運転管理をしています。

また、廃PCB機器については専用の保管庫で管理し、紛失やPCB（ポリ塩化ビフェニール）の流出がないか定期的にチェックしています。

<法規制を受ける主な設備及び規制法令>

ボイラー：大気汚染防止法

浄化槽：水質汚濁防止法、浄化槽法

送風機：騒音規制法

ゴミ、廃PCB機器：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

オイルタンク：消防法

平成14年度は、本庁及び県民局において、すべての項目について法規制等が遵守されていることが確認されました。



本庁の中央監視室

本庁舎の設備が正常に稼働しているかを常に見守っています